

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成27年7月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン栗原志波姫ショッピングセンター
栗原市志波姫新熊谷1-1外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1号

4 変更した事項

大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者	住 所
イオンスーパーセンター株式会社	岡崎双一	岩手県盛岡市菜園一丁目11-5
株式会社湘南	千葉隆弘	登米市中田町石森字加賀野三丁目3番地4
株式会社ナカザワ	中澤実仟盛	滋賀県湖南市中央2丁目92番地
株式会社コックス	荻原久示	東京都江東区新大橋1-8-11
株式会社プラスハート	松尾正司	大阪府大阪市中央区北浜1丁目9番9号
株式会社ハニーズ	江尻義久	福島県いわき市鹿島町走熊七本松27-1
株式会社ニューステップ	岩田愛一郎	東京都中央区新川1-22-15 茅場町中 埜ビル5F
株式会社ヤマテル	山下淳	大崎市古川旭1丁目13-20
株式会社スガワラ	菅原拓也	栗原市築館薬師四丁目4番17号

株式会社ピシプロ・ア イテック	鈴木範行	岩手県盛岡市西仙北1-16-10-1F
株式会社大創産業	矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社タツミヤ	指田努	東京都八王子市暁町1丁目32番13号
岩渕栄市		登米市米山町字善王寺中新田157-10

(変更後)

名 称	代表者	住 所	変更年月日
イオンスーパーセンター株式会社	東尾啓央	岩手県盛岡市菜園一丁目11-5	平成25年3月23日
株式会社ハニーズ	江尻義久	福島県いわき市鹿島町走熊七本松27-1	
株式会社タツミヤ	指田努	東京都八王子市暁町1丁目32番13号	
株式会社ジーフット	松井博史	東京都中央区新川1-23-5新川イースト6F	平成25年8月21日
株式会社スガワラ	菅原拓也	栗原市築館薬師四丁目4番17号	平成25年8月21日
株式会社三城	加賀純一	東京都中央区銀座一丁目7番7号	平成26年3月14日
株式会社湘南	千葉守	登米市中田町石森字加賀野三丁目3番地4	平成25年8月21日
株式会社パティズ	齋藤啓一	福島県会津若松市宮町5番14号	平成25年8月21日
株式会社プラスハート	松尾正司	大阪府大阪市中央区北浜1丁目9番9号	
有限会社フォトプロ	尾形政宏	登米市迫町北方字丸森107番地	平成25年8月21日
株式会社不二家東北	千葉かづや	山形県山形市小立一丁目1番32号	平成25年8月21日
イオンリテール株式会社	岡崎双一	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1号	平成27年2月1日
株式会社大創産業	矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	

5 変更の年月日

4に記載のとおり

6 届出年月日

平成 27 年 7 月 13 日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，栗原地方県政情報コーナー及び栗原市役所

8 縦覧期間

平成 27 年 7 月 24 日から平成 27 年 11 月 24 日まで（ただし，閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第 16 号）及び意見書様式を参考のこと。